



水道料金について

長野市上下水道局イメージキャラクター
「みずなちゃん」

長野市上下水道局 営業課

1

1 水道料金の基本的な考え方

① 独立採算(地方公営企業法第17条の2)

原則として、地方公営企業の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

② 料金の決定(地方公営企業法第21条)

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができなければならない

2

2 水道料金の算定方法

- ① 水道料金の算定期間を決定
- ② 財政推計（概ね10年以内の中期経営予測）に基づき、算定期間の経費総額＝算定期間の料金収入総額を求める。
- ③ 水道料金の料金表を決定

3 水道料金の審議サイクル

H24年度の見直しにおいて算定期間を4年間としたが、新型コロナウイルスにより

- ・水需要の予測が難しいこと
- ・市民生活への影響が大きいこと
- ・十分な審議時間の確保が見込めないこと

から、R2年度の審議をやむを得ず1年先送りとした。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
水道															

3

4 長野市の水道料金体系

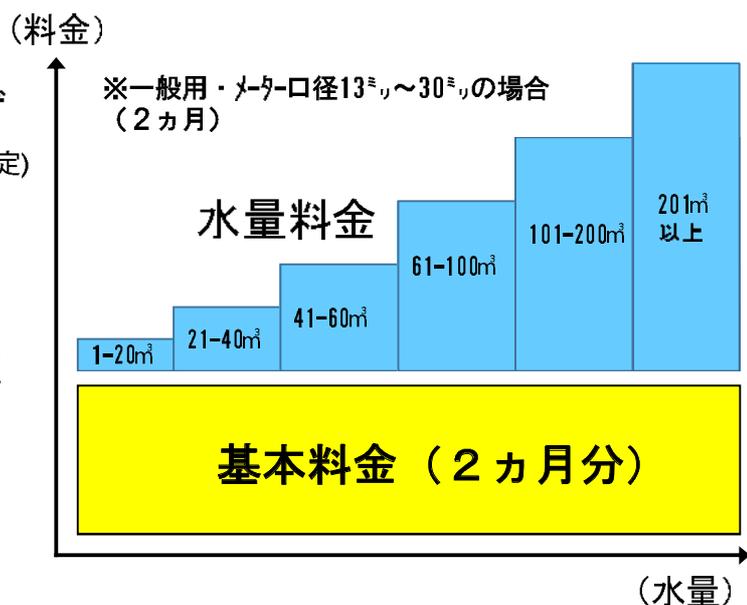
基本料金

使用の有無に関わらず
徴収する料金（口径ごとに設定）

水量料金

使用水量に応じて徴収
する料金

使用水量が増加するほど
単価が高くなる（逓増制）

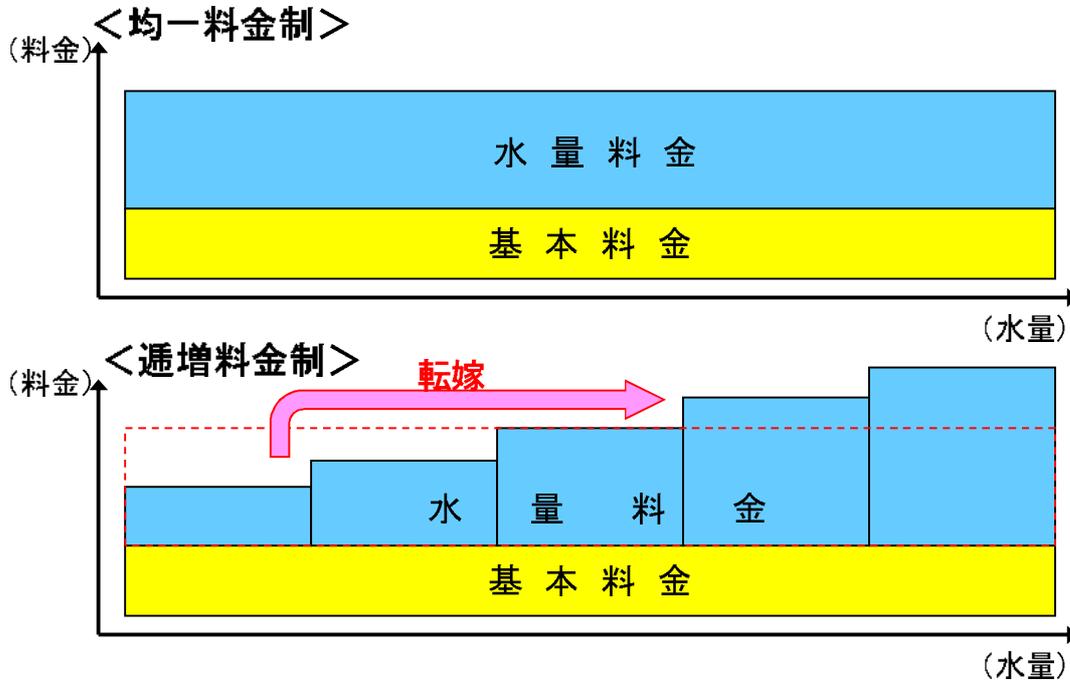


水道料金 = 基本料金 + 水量料金（二部料金制）

4

逦増制料金とは？

水需要の拡大に伴い、水源確保や施設の拡張が必要となり、大口需要者に相応の受益者負担として水道料金を高くすることにより、一般家庭の料金を安くし、水の合理的な利用を促すもので、水を使えば使うほど高くなる料金体系



5

5 長野市の水道料金表(一般用・2ヵ月分)

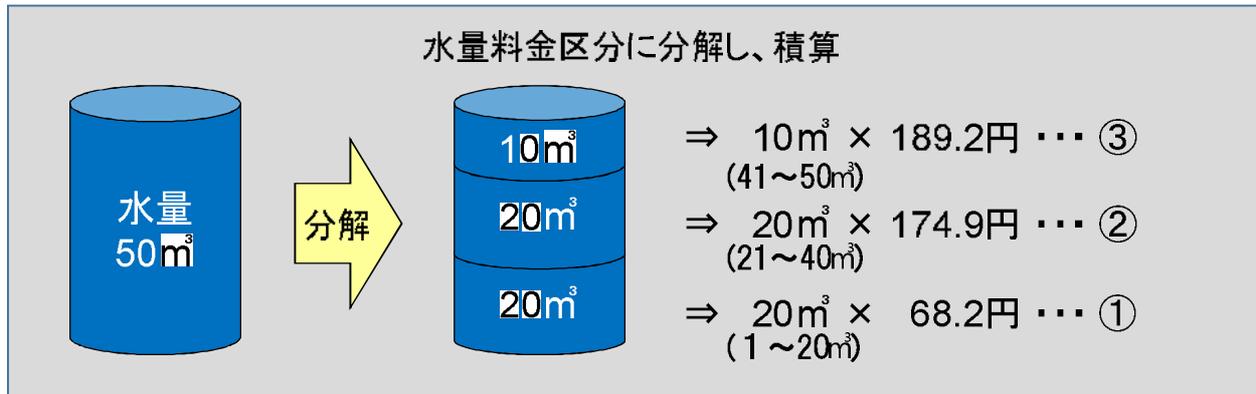
用途	メーターの口径 (mm)	基本料金 (円)	水量料金	
			使用水量(m ³)	料金(円)
一般用	13 20 25 30	2,398 3,300 4,224 5,104	1m ³ につき	
			1~20	68.2
			21~40	174.9
			41~60	189.2
			61~100	215.6
			101~200	250.8
			201以上	269.5
	40 50 75 100 150 200 350	8,734 17,204 35,552 66,880 173,272 343,464 1,395,438	1~100	204.6
			101~200	265.1
			201以上	269.5

※用途は、上記のほか、公衆浴場用、別荘用があります。

税込
6

6 水道料金の計算方法(税込)

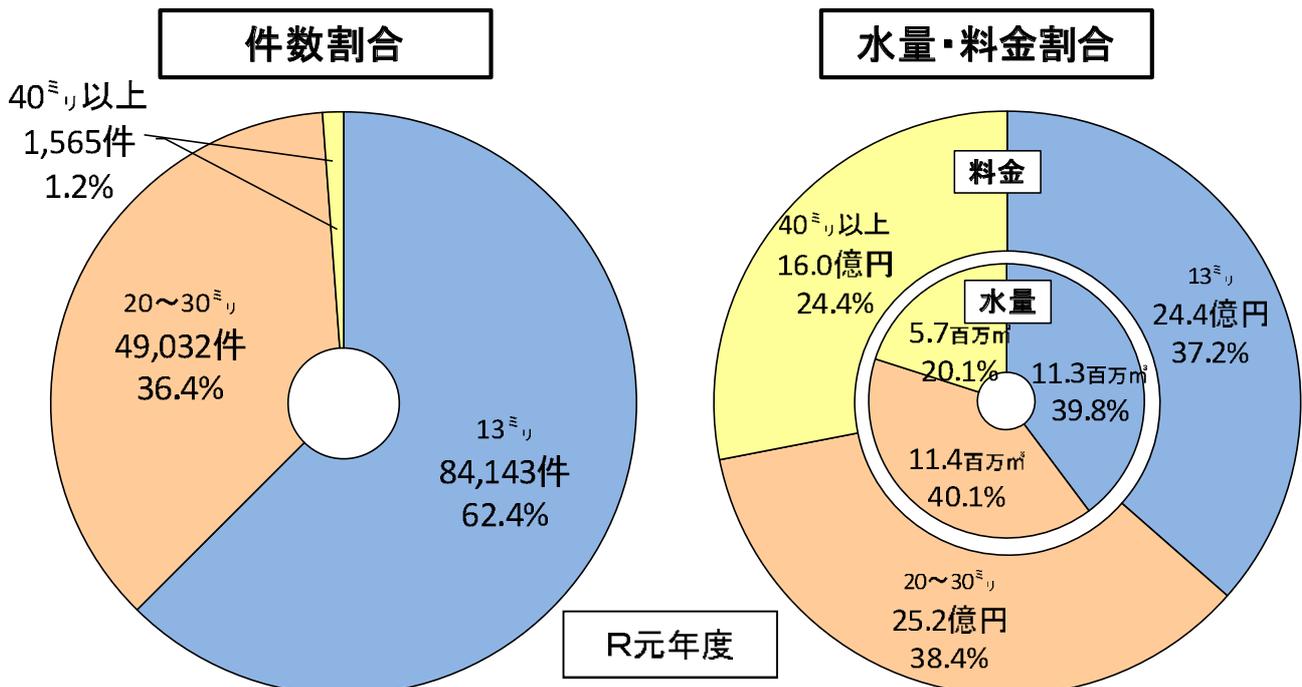
メーター口径13mmで2ヵ月に50m³使用した場合



基本料金	+	水量料金	=	水道料金
2,398円		6,754円		9,152円
		(①+②+③)		(1円未満切捨て)

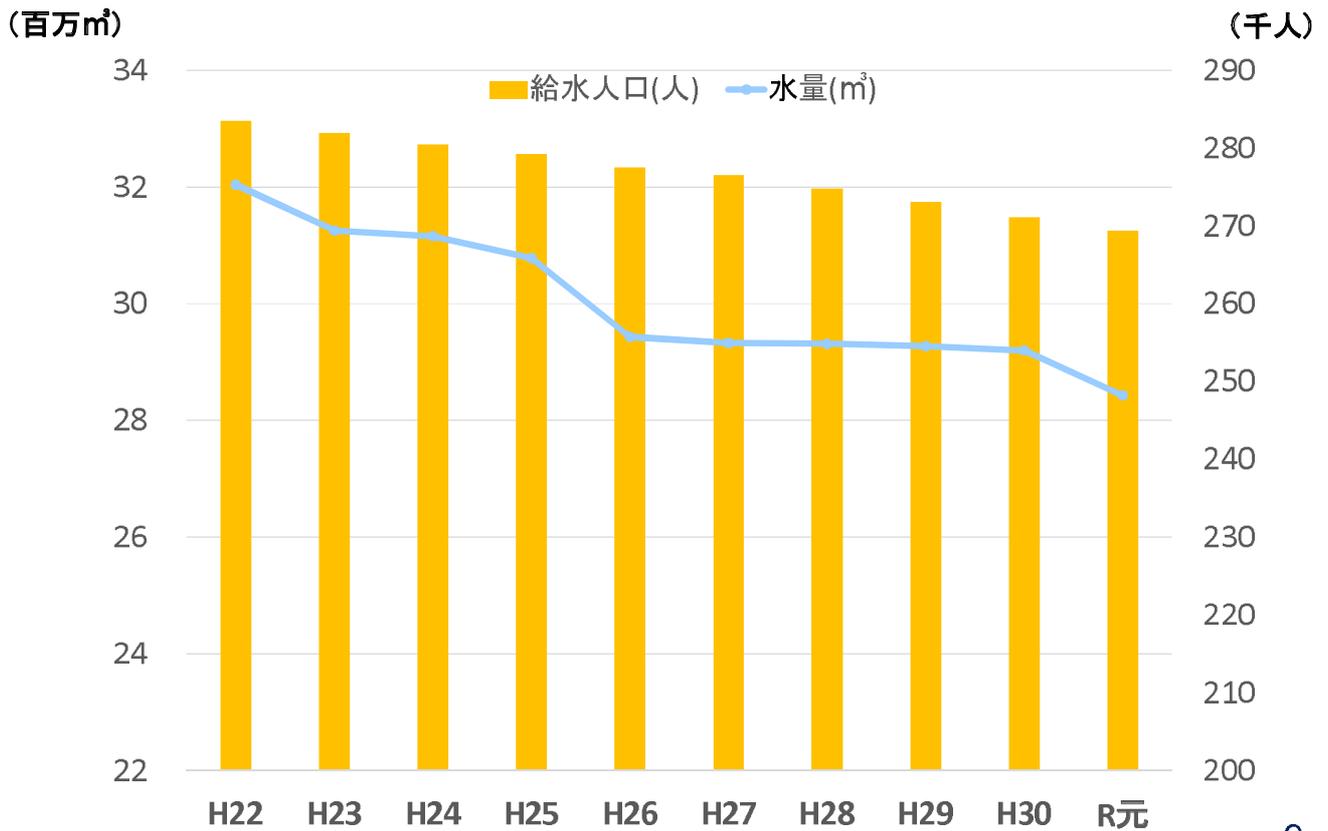
7

7 口径別件数・水量・料金の構成割合



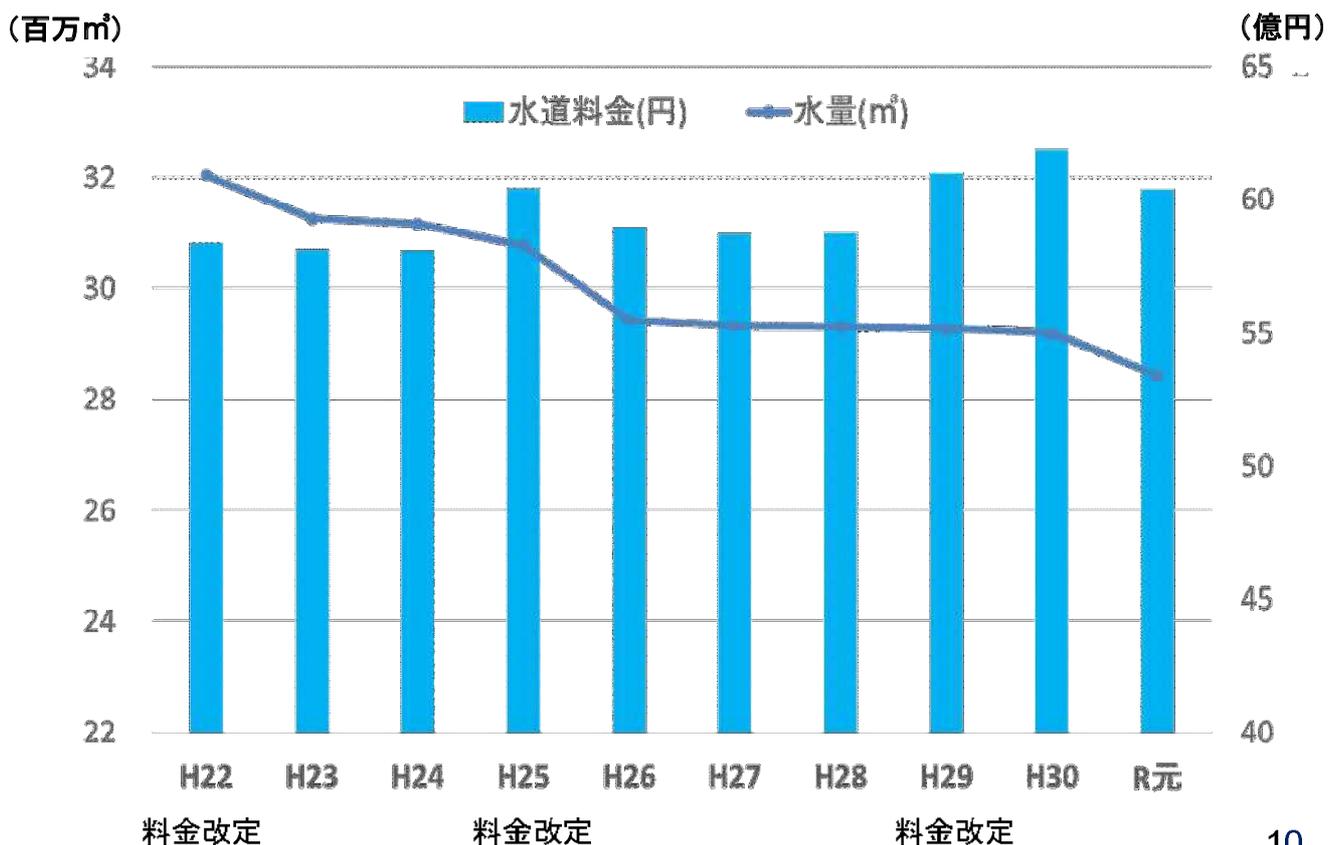
8

8 水道使用水量と給水人口の推移



9

9 水道使用水量と料金の推移



10